

平成 29 年 11 月

遊佐町農業委員会第 8 回総会議事録

1. 開催日程 平成 29 年 11 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 20 分

2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所

3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 2 地目変更登記に係る照会に対する回答について

議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 45 号 非農地証明願いについて、

議第 46 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 47 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一			4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
				15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	渡会 健	13	荒生あや子	14	菅原 善悦		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一			南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
蕨岡	池田 龍介	北部	高橋 正人				

8. 事務局出席者 (2 名)

太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局係長	<p>遊佐町農業委員会 11 月定例会を開催いたします。</p> <p>なお、局長につきましては、課長会議ということで本日欠席となります。よろしくお願いいいたします。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰副委員長よりお願いいいたします。</p> <p>(11 番榊原一男委員が挙手し、事務局係長が指名する)</p>
11 番榊原一男委員	<p>欠席委員 3 名、出席委員 13 名で農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で、2 名出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>ご苦労さまです。先週あたりから急に寒くなってきました。風邪やインフルエンザが流行ってきているので、体調をくずさないよう気をつけましょう。</p> <p>最近 T P P の話題が若干うすれていますが、アメリカ抜きで 11 カ国が大筋合意をし、名称が C P T P P となったようです。ただ中身の方は T P P と変わらないので、国内農業がどれくらい打撃を受けるかわかりませんが、徹底した議論をしてほしいと思います。それから、新聞にも載っていますが、農業用ハウス内の全面コンクリートが、来年にも法改正される方針であります。今までは非農地ということで、税金の方も若干高くなっておりましたが、ハウスの中にコンクリートをして作物を植えて、それで収益を得ている農家もいるということでもありますので、その点を多分指摘したのだらうと思っております。ただコンクリートを全面するという事は、農業以外の目的にも使用されるということもありまして、私たちのコンクリート施工前後の確認が、これから忙しくなるだらうと思っております。</p> <p>最後ですが、去年から減反が無くなるという話を聞いたことがあります。無くなるのではなく生産調整が変わるということですので、その点を農家の方も周りの人も若干食い違った意見があると思いますが、生産目標から、生産の目安が変わるということでもあります。この点につきましてはまだ決定しておりませんが、1 月末あたりには出てくるのではと思っております。今月の 11 月 13 日、川俣委員は法人の代表で、菅原幸男委員は生産組合の代表ということで、ここで会議がありました。もし後で何かありましたら、全員協議会の方でも付け加えることがありましたら、よろしくお願いいしたいと思います。それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議を宜しくお願いいいたします。</p>
事務局係長	<p>それでは、会議の議長は、遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長が当たることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 9 番今野一彦委員、10 番 伊原ひとみ 委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 6 件、すべて農地法第 3 条の許可不要取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 47 計 19 筆、26,718.08 m²</p> <p>番号 48 計 4 筆、6,181 m²</p> <p>番号 49 計 3 筆、2,345 m²</p> <p>番号 50 計 4 筆、7,393 m²</p> <p>番号 51 計 22 筆、38,418 m²</p> <p>番号 52 計 4 筆、7,063 m²</p> <p>以上 6 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2.地目変更登記に係る照会に対する回答についてご説明いたします。</p> <p>番号 1 1,463 m²</p> <p>照会地は農業振興地域の農用地区域内、都市計画区域外で、転用許可はなし、周囲への影響はなし、現地調査の結果、平成 28 年に太陽光パネルを設置する目的で整地しましたが、固定資産税は平成 9 年から原野で課税されており、県知事より原状回復命令をしない旨の回答を得たため、平成 29 年 11 月 22 日付けで土地の現状は雑種地、原状回復命令なしで回答しております。11 月 14 日に庄内総合支庁農業振興課担当者と齋藤土地専門部会長、地元委員の高橋正樹委員で現地調査を行っております。</p> <p>番号 2 508 m²</p> <p>内容は、番号 1 と同様</p> <p>番号 3 1,464 m² 外 1 筆</p> <p>内容は、番号 1 と同様であります。</p> <p>以上です。</p>

議長	事務局から説明がありましたが、ただいまの報告事項について、何か質問・意見がありましたらお願いします。
議長	この件につきましては、事務局から私にも連絡がきました。農業委員会を通さず勝手にやったということで、悪い一例を一回つくると、農業委員会はいらないということになりますが、皆様はどう思いますか。
5 番高橋正樹委員	そのとおりだと思います。農業委員会の話を全然聞かないで、自分勝手に整地をして、それを農業委員会としては仕方なしとしても、このままでは農業委員としての我々の権限も無くなりますので、今後このようなことがないように十分注意してもらいたいし、我々も注意したいと思います。
議長	他にございませんか。
1 番齋藤誠喜委員	このような事案がでるのは、一般の方だと一般的な行動で、農業委員会を通してという感じになると思いますが、特殊な方だと気を付けておかなければならないということが、今回の事例で強く思いました。これから気を付けていかなければならないと思いました。
議長	今、高橋委員と齋藤委員の意見が出ましたが、議事がありますので一旦進めます。この件に関しましては、全員協議会で話題としたいと思いますので、よろしいでしょうか。 それでは引き続き議事の方に移ります。 議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について事務局の説明をお願いします。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する。)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 1 頁をご覧ください。 農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。 それでは個別に説明させていただきます。 番号 36-1、36-2 計 5 筆、21,775 m ² 農地利用集積円滑化団体を介した契約です。 解約の事由は、借人の通作困難です。 番号 37 から 41 については、農地中間管理機構を通して借人が設定されていましたが、受け手の変更のため、農地中間管理機構と現在設定されている借人の契約を解約するものです。 番号 37 計 3 筆、10,684 m ² 番号 38 計 6 筆、33,440 m ² 番号 39 計 6 筆、20,301 m ² 番号 40 計 1 筆、5,311 m ² 番号 41 計 1 筆、7,518 m ² 以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。

はじめに、番号 38 と 39 につきまして審議いたします。

この件は、高橋正樹委員に関する案件ですので、高橋委員は、一時退席をお願いいたします。

(5 番高橋正樹委員 退席)

番号 38、39 の案件につきまして、事務局からの説明に何か質問意見はございますか。

(質問・意見なし)

それでは無いということで、質疑を打ち切り採決いたします。

議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、の番号 38、39 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(在席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、の番号 38、39 について、原案とおり許可することに決定いたします。

退席されていた高橋委員は着席願います。

(5 番高橋正樹委員 着席)

次に、番号 40 につきまして審議いたします。

この件は、川俣義昭委員と鈴木一弥委員に関する案件ですので、川俣委員と鈴木委員は、一時退席をお願いいたします。

(6 番川俣義昭委員、4 番鈴木一弥委員 退席)

番号 40 の案件につきまして、事務局からの説明に何か質問意見等はございますか。

(質問・意見なし)

それでは質疑を打ち切り採決いたします。

議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、の番号 40 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(在席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、の番号 40 について、原案のとおり許可することを決定いたします。

退席されていた川俣委員、鈴木委員は着席願います。

(6 番川俣義昭委員、4 番鈴木一弥委員 着席)

つづきまして、番号 41 につきまして審議いたします。

この件は、佐藤重一委員に関する案件ですので、佐藤委員は一時退席をお願いします。

(15 番佐藤重一委員 退席)

番号 41 の案件につきまして、事務局からの説明に質問意見等はござい

	<p>ますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決致します。</p> <p>議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、の番号 41 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、の番号 41 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>退席されていた佐藤委員は着席願います。</p> <p>(15 番佐藤重一委員 着席)</p> <p>それではただいま審議いたしました番号 38 から番号 41 以外の案件につきまして、質疑に入ります。</p> <p>事務局の説明に対し、何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案とおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 45 号 非農地証明願いについて、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>補足説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>引き続きまして説明申し上げます。審査基準書は 2 頁をご覧ください。番号 6 計 1 筆、29 m²</p> <p>申請地につきましては、昭和 61 年頃に農地と認識しないで居宅を新築し、以来 30 年以上宅地として使用しております。審査基準書の 2 頁の下の字限図をご覧いただくとわかるとおり、太い点線が敷地となるわけですが、ほぼ全体に家屋が建っている状況であります。農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用ができない状況です。</p> <p>現況非農地として証明してよろしいか、ご審議いただきたいと思っております。</p> <p>17 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、鈴木寿一委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは 1 番の齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。

	(1 齋藤誠喜委員が挙手をし、議長が指名をする)
1 番齋藤誠喜委員	11月17日に現地調査を行いました。位置図で1ですけれども、いろいろ住宅が込み入った場所でした。上がその図で、下の字限図で先程説明がありましたが、赤い部分の地目が田んぼということで、ここの非農地証明ということです。3頁の写真で見るように、ブロック塀ぎりぎり敷地全体に建物が建っております。また、住宅で30年以上使用しているということで農地に復元するには困難で、非農地にする目的も報告されましたが、適当であると思われまます。非農地にするのが適当であるということで見えてまいりました。
議長	次に9番今野副部長より現地調査の報告をお願いします。 (9番今野一彦委員が挙手をし、議長が指名をする)
9 番今野一彦委員	齋藤部長と同じ意見です。非農地として認めても問題は無いと思いまます。
議長	次に2番鈴木寿一議員より現地調査の報告をお願いします。 (2番鈴木寿一委員が挙手をし、議長が指名する)
2 番鈴木寿一委員	私も齋藤部長と今野副部長の言うとおりでと思います。良いと思いまます。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願いまます。 (質問・意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決致します。 議第45号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願いまます。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第45号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第46号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明をお願いします。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	審査基準書は4頁をご覧ください。 農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えまます。 番号8 1筆、135㎡ この案件については、佐藤会長代理より現地調査を行っていただきましたので、後程報告をお願いします。 番号9、番号10、自作地相互の交換となります。面積は27㎡となって

	<p>おります。</p> <p>この件は平成7年に同様の申請があり、許可を得ていましたが、所有権移転登記が行われなまま現在に至っていました。当時とは相続のため、所有者も変更されていますので、所有権移転登記を行うために改めて申請を行うものです。</p> <p>現地調査は佐藤会長より行っていただきましたので、後程報告をお願いします。</p> <p>番号 11 1筆、8,067 m²</p> <p>贈与による所有権移転です。譲渡人、譲受人双方は兄弟です。またこの土地については、譲受人は既に持分2分の1を所有しています。今回、残りの持分についても兄から贈与を受け、共有名義から個人名義に登記を変更したいという希望から、申請がありました。</p> <p>現地調査については今野委員から行っていただきましたので、報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号8について、15番の佐藤会長代理より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤重一委員	<p>番号8について、ご説明いたします。</p> <p>11月11日に現地調査に行って来ましたが、現状は何も作付されておられません。耕運すればすぐ畑として使える状態でした。譲渡人は高齢になり、作れないということで、ただでも良いから処分したいということでした。家庭菜園として作るとのことでした。問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして、番号9と10について、私から報告させていただきます。</p> <p>審査基準書の5頁をご覧ください。赤線は、畦畔になります。右端の赤い所27 m²あります。平成7年に基盤整備があった時に、交換するという話はしていました。調べてみたら、基盤整備の時に書類も農業委員会をとって全部出来ていて、あとは法務局に提出するだけでした。たまたま、平成7年の時に個人的な理由で、忙しくて忘れていたということでした。</p> <p>今回は、お互い交換をしていたと思っていたが、出来ていなかっただけで、近々双方一緒に法務局に行くということでした。</p> <p>それでは番号11について、9番今野委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手をし、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>11月12日に現地調査に行ってきました。畑のほうは、柿の木が10本くらいと、野菜が少し作付けされておりました。譲受人と話をしたところ、荒らしたくないので畑としていつでも利用できるように、トラクターで定期的に耕起しているそうです。今回贈与で所有権移転をするわけですが、</p>

	譲渡人と譲受人は兄弟ですので、特に問題はないと思われます。
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 46 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 46 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 47 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>それでは詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は 7 頁、補足説明資料も併せてご覧ください。</p> <p>番号 6 番 計 4 筆、3,828 m²</p> <p>申請地は都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地内となっており、貸駐車場を整備するため申請したものです。</p> <p>遊佐都市計画区域の第二種中高層住居専用地域の区域内にあるため第 3 種農地と判断されます。</p> <p>必要な資金も残高証明により確認でき、確実性があり、計画面積も駐車スペース、通路等の配置から適当なものと考えます。</p> <p>土地改良区の意見書もあり、周辺農地への支障も考えられないことから許可相当と判断いたします。</p> <p>なお、17 日に齋藤部会長、今野副部会長、大谷推進委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 1 番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>11 月 17 日に現地調査をおこないました。その字限図ですが、赤で囲まれた 4 筆が、今申請があった所です。赤の 4 筆の両側は、既に駐車場として整備されております。①と書いてあるところが通路で、そこから駐車場に入る形になっています。</p> <p>基準書の 8 頁ですが、写真は東側からと西側から、申請地を写しております。少し草が生えております。両側が駐車場として整備されております。</p>

	<p>ので、それに合わせて土盛りして整備するということでした。</p> <p>先程ありましたが、貸駐車場ということで、周りに公共施設がいっぱいありまして、その為に利用するということであり、近隣農家の承諾書もあり、実際には迷惑のかかる様な状況ではないということで、許可相当だと考えてまいりました。</p>
議長	<p>次に 9 番の今野副部長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>私も部長と同じ意見です。貸駐車場用地として許可相当だと判断してきました。</p>
議長	<p>次に大谷推進委員より現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>(大谷進一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>私も同様に許可相当だと思います。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 47 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 47 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>議第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 12 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 2 件、(2) 利用権設定は新規設定が 1 件、再設定が 5 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1) 所有権移転 番号 10 計 1 筆、2,971 m² 10a あたりの単価は 600,000 円、総額 1,782,600 円の売買による所有権移転となります。この案件は譲渡人の希望によるものです。</p>

	<p>現地調査は、佐藤会長代理より行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号 11 計 2 筆、1,707 m²</p> <p>田については 10a あたりの単価は 400,000 円、畑については 10a あたり 43,103 円で、総額 600,000 円の売買による所有権移転となります。譲渡人の希望による所有権移転です。</p> <p>現地調査については川俣委員より行っていただきましたので、後程、報告をお願いします。所有権移転については、以上です。</p> <p>続いて、利用権設定について説明します。</p> <p>審査基準書は 14 頁をご覧ください。すべて借人は認定農業者です。また、番号 67 以外は同一人と再設定となります。個別に説明いたします。</p> <p>(2) 利用権設定</p> <p>番号 62 計 3 筆、6,050 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 17,000 円です。</p> <p>番号 63 計 6 筆、13,549 m²</p> <p>期間は 3 年、単価は 19,000 円です。</p> <p>番号 64 計 14 筆、26,216 m²</p> <p>期間は 3 年、単価は 18,000 円です</p> <p>番号 65-1、65-2 計 3 筆、6,587 m²</p> <p>農地利用集積円滑化団体を介した契約です。</p> <p>期間は 5 年、単価は、18,000 円です。</p> <p>番号 66 計 3 筆、5,026 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 19,000 円です。</p> <p>番号 67 計 5 筆、3,387 m²</p> <p>新規の利用権設定です。期間は 10 年、単価は 20,800 円と 22,400 円と 17,000 円になっております。今まで相対で借人が耕作していた土地を、農業委員会をとおして利用権設定するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 10 につきまして、15 番佐藤重一会長代理より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一議員が挙手をし、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>所有権移転の 10 番、譲渡人は農地の全てを売りたいということでした。この他にもう 2 箇所あるのですが、一部は 1 枚に十何人もはいつている田んぼで、それはできないと断りました。もう一箇所は、土地台帳では事務所がかかっている所で、農業委員会では登記が直ってなければできないと断りました。10 番だけ譲受人に、何とかお願いしますと以前からお話をしていた、稲刈り後に買っても良いよと電話をいただいたので、譲渡人に売ることになりました。譲受人は近くでも耕作しているので問題無いと思われ</p>
議長	<p>続きまして、(1) 所有権移転の番号 11 につきまして、6 番川俣義昭委員</p>

	<p>より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(6 番川侯義昭委員が挙手をし、議長が指名する)</p>
6 番川侯義昭委員	<p>16 日に現地を見て話を聞きました。</p> <p>今までも田んぼは作っていたので、問題はないと思います。小さい畑もあるわけですが、それもきちんと作ってくださいとお願いと確認を得まして、良いのではないかと感じてきました。能力のほうも設備のほうも普通の人以上に整っていて、これからも継続して作ってくれると思って見てきました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤誠喜副委員長より報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手をし、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>11 月 17 日に、202 会議室で委員 7 名中 6 名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、現地調査報告に対し、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のどおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 11 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>